

資料－５

平成２３年度第２回

沖縄総合事務局

開発建設部

事業評価監視委員会

沖縄総合事務局事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

- 一般国道５８号 名護東道路（沖縄県知事回答）
- 一般国道５８号 恩納バイパス（沖縄県知事回答）
- 一般国道５８号 嘉手納バイパス（沖縄県知事回答）
- 一般国道５８号 浦添北道路（沖縄県知事回答）
- 一般国道３２９号 宜野座改良（沖縄県知事回答）
- 中城湾港新港地区国際物流ターミナル整備事業（沖縄県知事回答）
- 那覇港浦添ふ頭地区国内物流ターミナル整備事業（那覇港管理組合管理者回答）

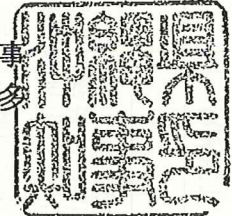
沖縄総合事務局開発建設部



土企第1376号
平成23年9月30日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事
仲井眞 弘多



沖縄総合事務局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成
に係る意見照会について(回答)

平成23年9月16日付け府開建行221号で照会のありましたみだしにつ
きまして、下記のとおり回答します。

記

一般国道58号	名護東道路	事業継続に同意する
一般国道58号	恩納バイパス	〃
一般国道58号	嘉手納バイパス	〃
一般国道58号	浦添北道路	〃
一般国道329号	宜野座改良	〃
中城湾港新港地区国際物流ターミナル整備事業		〃

沖縄総合事務局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）への意見（詳細）

参考資料

事業名	意見内容
一般国道58号 嘉手納バイパス	沖縄西海岸道路は、沖縄本島の道路網の骨格となる地域高規格道路であり、車社会である本県の振興発展に極めて重要な役割を担うものである。現在、延長約 50 km の全長の各区間にて鋭意事業が推進されている。 嘉手納バイパスは、国道 58 号の混雑緩和、北部地域と中部地域の交流促進と地域振興に資する道路で、読谷村字古堅から嘉手納町字兼久に至る延長 3.2 km の道路である。 本事業の現状は、現ルートの海上から陸上への変更を視野に入れた地元調整を実施している状況であり、未だにルートが確定していない。 あらゆるルートの可能性を探るべく、海上ルートの線先である米軍提供施設（嘉手納飛行場、嘉手納マリナ）内へのバイパス延伸整備について、再度、沖縄防衛局、米軍等の関係者との調整を行っている。 ルート選定の際に必要な関係者との協議には、時間と事業費が必要である。また、読谷村では、当事業に接続する読谷道路を軸とした基盤整備が進んでおり、本事業との一体的な整備が望まれていることから、ルートを早期に確定させ、事業を進捗させる必要がある。 したがって、対応方針（原案）のとおり事業継続に同意する。
一般国道58号 浦添北道路	沖縄西海岸道路は、沖縄本島の道路網の骨格となる地域高規格道路であり、車社会である本県の振興発展に極めて重要な役割を担うものである。現在、延長約 50 km の全長の各区間にて鋭意事業が推進されている。 浦添北道路は、その沖縄西海岸道路の一部を形成し、国道 58 号の渋滞緩和、那覇港・那覇空港へのアクセス向上に資するとともに、那覇都市圏の交通混雑の緩和や浦添市周辺の地域交流の促進に寄与する道路である。 沖縄西海岸道路の事業効果については、暫定供用している豊見城道路などの区間で渋滞緩和や豊崎タウンへの企業立地促進などの事業効果が発現されており、事業の投資効果の有効性がすでに明らかとなっている。 また、今年 8 月には、那覇西道路が暫定供用され国道 58 号等の交通渋滞の緩和や所要時間の短縮などの事業効果が発現されている。このように事業効果については、各区間の暫定的な部分供用において明らかとなっている。 沖縄西海岸道路の進捗状況をみると延長 50 km のうち、糸満道路が平成 23 年度に暫定 2 車線での全線供用予定、臨港道路浦添西線が平成 27 年度供用予定とされている。浦添北道路が全線 2 車線供用すれば、平成 20 年代後半に沖縄西海岸道路の糸満道路から宜野湾バイパス間の暫定供用が可能となる。 沖縄西海岸道路の全線を結び早期の暫定供用するため、浦添北道路の早期整備が必要と考える。 したがって、対応方針（原案）のとおり事業継続に同意する。
一般国道58号 名護東道路	名護東道路は、沖縄自動車道と名護市を結び、広域交流拠点とネットワーク化し、北部地域の活性化の支援と名護市街地の渋滞緩和を図ることを目的としている道路である。 対象地域周辺の幹線道路である国道 58 号については、年々交通量が増加し、年間を通して激しい渋滞が発生している。また、国道 58 号は、大型車の通過交通も多く、交通安全上や住民の利便性、沿道環境の悪化等が課題となっている。 本事業の実施により、並行する国道 58 号で渋滞損失時間を約 5 割削減、死傷事故密度を 2 割削減することができる。また、国営沖縄記念公園までのアクセス性や北部地域の観光施設間の周遊性が向上し、観光産業の発展に寄与する。 事業の進捗状況は、全線 4 車線供用完成に対して約 4 割、全線 2 車線暫定供用に対して約 7 割となっている。 また、今年度には、1 工区（延長 4.2 km）間を暫定 2 車線で供用予定となっている。これらのことから、早期に全線 2 車線暫定供用するため、鋭意事業の進捗を図る必要がある。 したがって、対応方針（原案）のとおり事業継続に同意する。

沖縄総合事務局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）への意見（詳細）

参考資料

事業名	意見内容
一般国道58号 恩納バイパス	恩納バイパスは、本件有数のリゾート地である当地区の観光シーズンにおける交通混雑の緩和及び沖縄自動車道へのアクセス向上により沿道環境の改善、観光産業の支援を図ることを目的とした延長 5.1 kmの道路である。 本事業は、平成 23 年 4 月に全線暫定 2 車線供用された。事業効果としては、現道交通量が約 5 ～ 6 割程度減少、混雑度は 1 以下で渋滞がほぼ解消されている。また、現道交通量のバイパスへの転換により事故件数が約 6 割減少している。さらに、琉球村から国営沖縄記念公園間の旅行時間は、19 分短縮されている。 暫定供用後のバイパスの交通状況は、通過交通が現道からバイパスへ転換したことにより、平日、休日ともに交通量が暫定 2 車線の容量を超過し、混雑度が 1.3 となり既に現状で交通混雑が発生している。 本事業の進捗状況は、4 車線分の用地をほぼ取得しており、完成供用に対して事業進捗率は 7 割を超えている。また、残事業に対する費用便益費は、6.9 と投資効果が高いことが明らかである。 これらのことから、今後の周辺の交通状況等を踏まえ、4 車線化に向けた検討を引き続き進めていくことが必要と考える。 したがって、対応方針（原案）のとおり事業継続に同意する。
一般国道329号 宜野座改良	宜野座改良は、沖縄本島の骨格となる東海岸側の幹線道路である一般国道 329 号のバイパス区間である。当該区間と並走する国道 329 号は、住宅、商店、公共施設などが密集する宜野座村の中心部を通過している。通過交通は、大型車の混入率が高く、自転車・歩行者にとって危険な状態にある。また、急勾配や急カーブ等の線形不良箇所が複数存在し快適な走行が困難だけでなく、交通事故のおそれが非常に高い状況にある。 これらを解消するため、当該区間が整備されつつあり、現道区間を回避することにより、現道区間の交通量が減少し、歩行者の安全性の向上や事故密度が低下するなど沿道住民の安全性が向上すると考えられる。 また、延長 2.7 kmのうち 1.1 kmについては、平成 21 年 3 月に部分供用され、現在の事業全体の進捗状況も約 8 割を超えており、早期の全線供用開始が望まれる。 本事業は、今年の 3 月の事業評価監視委員会時点から事業費の増額変更（4 億円）がなされている。その変更内容は、米軍道路返還手続き等に伴い工事費（運搬費）を追加したものであり、工事施工に必要な変更である。 したがって、対応方針（原案）のとおり事業継続に同意する。

沖縄総合事務局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）への意見（詳細）

参考資料

事業名	意見内容
中城湾港新港地区国際物流ターミナル整備事業	港湾計画で中城湾港新港地区は、沖縄本島中南部の東海岸における物資の流通拠点、及び工業用地の確保による産業拠点として、流通機能と生産機能を併せ持った流通加工港湾として位置づけている。 沖縄振興計画においては、流通加工港湾の整備推進による流通拠点の形成や、特別自由貿易地域（FTZ）制度の活用による国内外からの企業立地を促進することとしており、中城湾港新港地区の整備は、沖縄の自立発展には欠かせないものである。 現在、沖縄県で策定中の「新たな計画」の中でも、中城湾港新港地区の位置付けは、東海岸地域の活性化を図る産業支援港湾として、流通加工港湾の整備を推進することとしており、東埠頭の整備を推進することは、流通拠点の形成及び FTZ におけるヒト・モノ・技術・投資を呼び込む高付加価値産業の立地を促進することとなり、当該事業の早期完成が重要と考えている。 中城湾港新港地区の一般工業用地に立地している企業で組織される中城湾新港地区協議会からも、早急に東埠頭が利用可能となるよう県に施設整備等の要請書が出されており、泊地浚渫の実施は喫緊の課題となっている。 また、当該事業の泊地浚渫により発生する浚渫土は、泡瀬地区の埋土材として活用されるため、浚渫土の有効利用と、泡瀬地区の早期完成が図られることから、本島中南部東海岸地域の経済活性化に大きく寄与するものである。 したがって、対応方針（原案）のとおり事業継続に同意する。



那覇企計第 138号

平成23年9月28日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

那覇港管理組合管理者

仲井眞



沖縄総合事務局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成23年9月16日付け、府開建行221号にて意見照会のありました
見出しの件については、特に異議ありません、なお事業の実施にあつ
ては、下記の点に配慮いただくようお願いします。

記

- 1) 浦添ふ頭地区国内物流ターミナル整備事業の実施におけるコスト縮減
- 2) 静穏度確保のため、早期の事業完了